一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年10月29日
事業者の氏名又は名称	株式会社マーク(法人番号3490001001169)(代表者 秋澤和則)
事業者の所在地	高知県高知市北端町98-10
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県南国市小籠778-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和元年10月18日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (2)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年10月30日
事業者の氏名又は名称	株式会社三木物流(法人番号9470001009704)(代表者 福井彰裕)
事業者の所在地	香川県坂出市林田町4285-310
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県坂出市林田町4285-310
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
	令和元年9月24日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (2)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項) (3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年10月30日
事業者の氏名又は名称	株式会社シコクセイカ高速(法人番号4470001001855)(代表者 森川義仁)
事業者の所在地	香川県高松市勅使町279-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市勅使町279-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和元年9月27日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)
当該違反点数(営業所)	O点
違反点数(事業者)	O点

[※] 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。